

甲世衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十二号

甲世衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲世衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則(平成十二年広島県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

「事務局長」の下に「事務局長補佐」を加える。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。